

新型コロナウイルス感染症の出席停止期間

基準 発症した後五日を経過し、かつ、
症状が軽快した後一日を経過するまで出席停止



発症
症状あり



症状が
軽快



症状
軽快後



登校可能

| 発症日 | 1日目 | 2日目 | 3日目 | 4日目 | 5日目 | 6日目 | 7日目 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

※1

※2

※1 発症日翌日を1日目と数えます。発症日は「0日目」です！

※2 発症から5日を経過しても症状が軽快してから1日を経過しなければ登校はできません。

主な学校感染症の種類・出席停止期間

| | 病名 | 出席停止の期間 |
|-----|-----------------|---|
| 第2種 | インフルエンザ | 発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで |
| | 百日咳 | 特有の咳が消失するまで |
| | 麻疹（はしか） | 解熱した後、3日を経過するまで |
| | 風疹（三日はしか） | 発疹が消失するまで |
| | 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） | 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで |
| | 水痘（水ぼうそう） | すべての水疱が痂皮化するまで |
| | 咽頭結膜熱（プール熱） | 主要症状が消退した後、2日を経過するまで |
| | 結核 | 医師が感染のおそれがないと判断するまで |
| | 髄膜炎菌性髄膜炎 | 医師が感染のおそれがないと判断するまで |
| | 新型コロナウイルス感染症 | 発症したあと5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで |
| 第3種 | 流行性角結膜炎 | 学校医その他の医師において感染のおそれがないと判断するまで（改めて病院を受診し確認をする） |
| | 急性出血性角結膜炎 | |

※その他にも感染症はありますが、感染症の種類・地域の流行状況等を考慮した上で、学校医からの指導の下、学校長が出席停止の判断をします。上記以外の感染症に罹った場合は、学校へご相談ください。